

令和2年3月19日

郡市医師会担当理事 殿

神奈川県医師会
理事 篠原 裕希

「新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求（3月提出分及び4月提出分）の取扱いについて（依頼）」の送付について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室より都道府県介護保険担当主管部あて通知があり、本会に対しても別添のとおり日本医師会常任理事を介して通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等へご周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記によりPDF形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(介 183)

令和 2 年 3 月 6 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求
(3月提出分及び4月提出分)の取扱いについて(依頼)」
の送付について

新型コロナウイルスへの対応のため、介護サービス事業所における報酬、
人員、施設・設備及び運営基準等の取扱いにつきましてはこれまでご連絡
申し上げたところでございますが、今般、厚生労働省より各都道府県等
行政宛てに、介護報酬の請求事務に関する事務連絡が発出されましたので
ご連絡申し上げます。

本事務連絡の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響
により、介護サービス事業所等の中には報酬請求の事務作業に遅れが生じ
ることも想定されることから、請求期日に間に合わない介護サービス事業
所等への対応として、本年2月サービス提供分(3月提出分)及び3月サ
ービス提供分(4月提出分)に係る請求明細書の国保連への提出期限につ
いて、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ない事情がある
場合については、通常の請求期日(サービス提供の翌月10日)後に請求
することが可能であることが記載されております。また、このような場合
においては、請求期日までに事業所所在の国保連に届け出ることとされて
おります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市
区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し
上げます。

【添付資料】

- 新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求(3月提出分及び
4月提出分)の取扱いについて(依頼)
(令 2.3.5 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢
者支援課、振興課、老人保健課)





事務連絡
令和2年3月5日

各〔都道府県〕
〔指定都市〕 介護保険担当主管部（局）御中
〔中核市〕

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の
請求（3月提出分及び4月提出分）の取扱いについて（依頼）

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策として、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等のため、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等について柔軟な対応をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービス事業所等の中には報酬請求の事務作業に遅れが生じるものも想定されるところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて下記のとおり整理しましたので、御了知の上、貴管内市町村、介護サービス事業所等、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）等の関係者に対し、適切に周知いただくとともに、対応に遺漏なきようよろしく申し上げます。

記

○ 請求期日に間に合わない介護サービス事業所等への対応

本年2月サービス提供分（3月提出分）及び3月サービス提供分（4月提出分）に係る請求明細書の国保連への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日（サービス提供の翌月10日）後に請求することが可能である。このような場合においては、請求期日までに事業所所在の国保連に届け出ること。

